

第4回セミナーが開催

～中国コロナ禍対策、政策動向の解説～

8月18日（木）、オンライン形式にて、2022年第4回セミナーが開催されました。今回のセミナーは、リーグ法律事務所の佐久間世徳氏（上海本所 市場統括長）をお招きし、「中国コロナ禍対策、政策動向の解説」をテーマにご講演いただきました。

欧米では、コロナ規制の大幅緩和または完全撤廃が実施されている中、中国では一貫として「ゼロコロナ」政策を採っています。しかし、現在、日本に伝わっている「ゼロコロナ」政策の情報は、実際の状況と見比べた時、全てが伝わっているとはいえない状況にあります。セミナーにおいて、佐久間世徳氏は、日本で誤解されていたり伝わっていなかったりする「ゼロコロナ」政策の実情について詳しく説明されました。また、「ゼロコロナ」政策が企業活動に与える影響、特に企業が中国で経済活動を行う上で注意すべき事項、対策、及び利用可能な優遇政策などを会員の皆様に紹介されました。

日本中華總商会の会員は日中両国間で活動する機会が多いため、質疑応答の時間では、今後の隔離措置の見通し、郵便物の手続きといった、実際の暮らしや業務に関わる質問が多く出ました。佐久間世徳氏の丁寧で網羅的な説明に、参加者からは、抱いていた疑問が解決できて大変勉強になったという声が上がりました。

2.2 人的資源・社会保障分野

社会保険料の支払い猶予
 飲食業、小売業、観光業、民間航空、道路・水路・航空輸送という五つの極めて困難な産業、もしくはコロナの深刻な影響を受けた零細企業等の主体に対し、4月より、社会保険料の支払い猶予が提供される。

住宅積立金の支払い猶予
 コロナの影響を受けた企業等は、期定に従って、2022年4月～12月の期間の支払猶予を申請できる。期間満了後、後納することとする。

雇用安定補助金及び新卒採用補助金
 コロナの影響が深刻だが人員削減をせず、もしくは人員を少なく削減した企業に対し、一人当たり600人民元の雇用安定一時補助金を支給する。失業登録して三か月以上経たない人員もしくは上海市の2022年大学卒業生を新規雇用する場合、一人当たり2000人民元の新卒採用一時補助金を支給する。

従業員研修補助金
 コロナの影響を受けた各種企業・社会組織などの使用者が、当使用者で実働勤務している従業員に、当使用者の主要業務と異なる各種オンライン研修を実施する場合、毎回一人当たり600人民元で補助し、2022年内は三回を上限とする。

リーグ 佐久間

總商会のセミナーは、会員様の関心の高い、時代のトレンドに合ったテーマに絞って、専門家を招いて講義をして頂く事業活動です。セミナーのテーマについてリクエストがありましたら、ぜひ事務局までお気軽にご相談ください。

日本中華總商会 事務局
 2022年8月18日